

# 釧路港特定利用推進計画

平成29年9月

釧路市

## 釧路港特定利用推進計画 - 目次

1. 釧路港特定利用推進計画策定の目的	1
2. 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の 効果的な利用推進に関する基本的な方針	1
2-1. 釧路港の概要	1
2-2. ばら積み貨物の取扱状況	2
2-3. ばら積み貨物に係る主要港湾施設の整備状況	3
2-4. 港湾計画における位置づけ	4
2-5. 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の 効果的な利用の推進に係る取組方針	5
3. 特定利用推進計画の目標	6
4. 特定利用推進計画の目標を達成するために行う特定貨物取扱埠頭の機能の 高度化を図る事業及びその実施主体に関する事項	7
4-1. 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業について	7
4-2. 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施体制	10
4-3. 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の効果	10
5. 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する他港湾との連携に関する事項	11
6. その他、特定利用推進計画の実施に関し特定港湾管理者が必要と認める事項	11

## 1. 釧路港特定利用推進計画策定の目的

本計画は、平成 28 年 2 月、釧路港が特定貨物輸入拠点港湾（穀物）に指定されたことを受けて、釧路港を拠点に企業間連携による大型船を活用した効率的な輸送体系を構築し、穀物飼料の安定的かつ安価な輸入を実現するため、西港区第 2 埠頭地区の特定貨物取扱埠頭を中核として、輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化を促進するための取組等について定め、釧路港を拠点港とした効率的な利用の推進を図ることを目的とするものである。

## 2. 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用推進に関する基本的な方針

### 2-1. 釧路港の概要

釧路港は、我が国の食料供給基地である東北海道一円を背後圏とし、地域の暮らしと産業を支える東北海道の物流拠点港湾として重要な役割を担っている。

新釧路川の西側に展開する西港区は、後背地に製紙工場や飼料工場等、地域の基幹産業やその関連企業が数多く立地し、現在、港湾物流の中心となっている。これまでに、第 1 埠頭から第 4 埠頭までの 4 つの埠頭が供用されており、それぞれの埠頭では、木材チップ、飼料原料、石炭等の地域の基幹産業関連品目が輸入され、それらを基に背後圏で生産される農水産品や生乳、紙・パルプ等が毎月約 60 便のユニットロード定期船によって、国内各地へ輸送されている。

また、平成 23 年 5 月には、輸入穀物の安定的かつ安価な輸送の実現を目指した「国際バルク戦略港湾」に選定されるとともに、平成 26 年からその実現に向け釧路港国際物流ターミナル整備事業に着手しているところである。さらに、平成 27 年 3 月には、「臨海部産業エリア形成促進港」の指定を受け、平成 27 年 12 月、釧路西港開発埠頭（株）による特定埠頭の運営の事業認定申請（釧路港西港区第 2 埠頭特定埠頭運営事業）に基づき、同事業の認定を行っており、今後は、民の視点による効率的な埠頭運営が行われる。このように、背後に広がる我が国有数の酪農地帯である東北海道を支える穀物飼料の輸入拠点の形成に向けて取り組んでいるところである。

## 2-2. ばら積み貨物の取扱状況

釧路港において、穀物飼料は大部分を西港区第2埠頭地区で取り扱っており、過去5か年の穀物飼料の取扱貨物量の推移は表-1に示す通りである。なお、表の下段には、参考値として、西港区第2埠頭地区の荷役機械による穀物飼料の取扱貨物量の推移を示す（全体の内数）。

穀物飼料の中で取扱貨物量の多い、とうもろこし及び動植物性製造飼肥料は、主に輸入と移入が中心となっている。とうもろこしについては、北米からの輸入が大半を占め、動植物性製造飼肥料については、北米又は中国からの輸入、関東周辺からの移入が大半を占めている。年間を通じて、とうもろこしと動植物性製造飼肥料を合わせると160～170万tの取扱貨物量があるが、そのうち、荷役機械による取扱貨物量は120万t前後で推移している。

各品目ともに、概ね横ばいで推移しているが、平成28年度には、第2埠頭背後の穀物飼料サイロや配合飼料工場の増設など、民間企業においても機能の増強が進んでいるところである。

表-1 釧路港の穀物飼料の取扱貨物量の推移

(単位：トン)

品目・区分	H23	H24	H25	H26	H27
輸出	1,110	1,440	1,490	3,635	3,550
とうもろこし	0	0	0	0	0
動植物性製造飼肥料	1,110	1,440	1,490	3,635	3,550
麦	0	0	0	0	0
その他雑穀	0	0	0	0	0
輸入	1,097,894	1,208,447	1,165,369	1,205,629	1,104,518
とうもろこし	684,276	732,945	710,752	780,967	639,705
動植物性製造飼肥料	352,883	429,264	415,277	388,883	421,685
麦	60,735	46,238	39,340	35,779	43,128
その他雑穀	0	0	0	0	0
移出	78,376	111,798	114,282	82,464	65,054
とうもろこし	5,171	3,816	5,877	1,443	0
動植物性製造飼肥料	56,568	46,880	34,661	34,547	32,624
麦	16,622	61,102	73,734	46,439	32,405
その他雑穀	15	0	10	35	25
移入	615,605	537,618	585,273	542,780	546,812
とうもろこし	16,852	15,479	30,235	10,152	20,507
動植物性製造飼肥料	553,389	462,025	475,963	483,280	487,703
麦	39,627	56,217	65,576	45,452	33,684
その他雑穀	5,737	3,897	13,499	3,896	4,918
合計	1,792,985	1,859,303	1,866,414	1,834,508	1,719,934
とうもろこし	706,299	752,240	746,864	792,562	660,212
動植物性製造飼肥料	963,950	939,609	927,391	910,345	945,562
麦	116,984	163,557	178,650	127,670	109,217
その他雑穀	5,752	3,897	13,509	3,931	4,943
参考) 西港区第2埠頭地区の 荷役機械による取扱貨物量	1,199,482	1,223,470	1,248,488	1,176,163	1,183,185

出典：釧路港統計年報等

### 2-3. ばら積み貨物に係る主要港湾施設の整備状況

釧路港のばら積み貨物（穀物）に係る主要港湾施設の整備状況を表-2に、各施設の位置を図-1に示す。

表-2 釧路港のばら積み貨物（穀物）に係る主要港湾施設整備状況

No.	施設名	数	規模	主要取扱貨物	備考
1	岸壁 (WB-1)	1 バース	水深 (-14m) 延長 300m	穀物	新設 (公共) 〔 港湾計画 水深 (-16m) 延長 320m 〕
2	岸壁 (W-11・12)	2 バース	水深 (-12m) 延長 480m	穀物	既設 (公共)
3	埠頭用地	1 式	3.3ha	穀物	既設 (公共)
4	荷役機械	2 基	400t/h	穀物	既設 (公共：機械式、ニューマチック式)
5	荷役機械	1 基	400t/h	穀物	既設 (民間：ニューマチック式)
6	搬送機械	1 式	400t/h	穀物	既設 (公共：ベルトコンベア) ※) 3 系統
7	荷役機械	1 基	800t/h	穀物	新設 (民間：機械式)
8	搬送機械	1 式	800t/h	穀物	新設 (民間：ベルトコンベア)
9	搬送機械	1 式	400t/h	穀物	既設 (民間：ベルトコンベア) ※) 3 系統×2 社
10	保管施設	1 式	27 万 t	穀物	既設 (民間：穀物飼料サイロ)

※) 整備水深は、平成26年度に「釧路港 国際物流ターミナル整備事業」が新規事業採択された際のもの

※) 平成29年9月現在

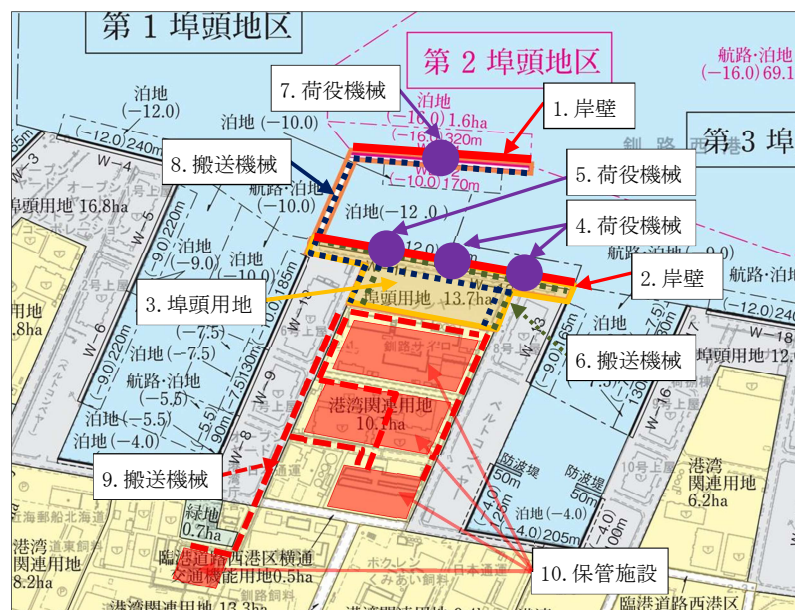


図-1 釧路港のばら積み貨物（穀物）に係る主要港湾施設位置図

## 2-4. 港湾計画における位置づけ

西港区第2埠頭地区は、釧路港港湾計画（平成23年12月 改訂）において、穀物輸送ネットワークを形成し、東日本の拠点的功能を担い、安価な穀物飼料を安定供給するために必要な港湾施設として、岸壁（-16m）、航路・泊地（-16m）等が位置付けられている。

また、釧路港港湾計画（平成27年3月 軽易な変更）において、穀物等のバルク貨物を取り扱う埠頭機能の高度化により、地域産業の国際競争力のさらなる強化を図るため、効率的な運営を特に促進する区域（臨海部産業エリア：図-2）が位置付けられている。

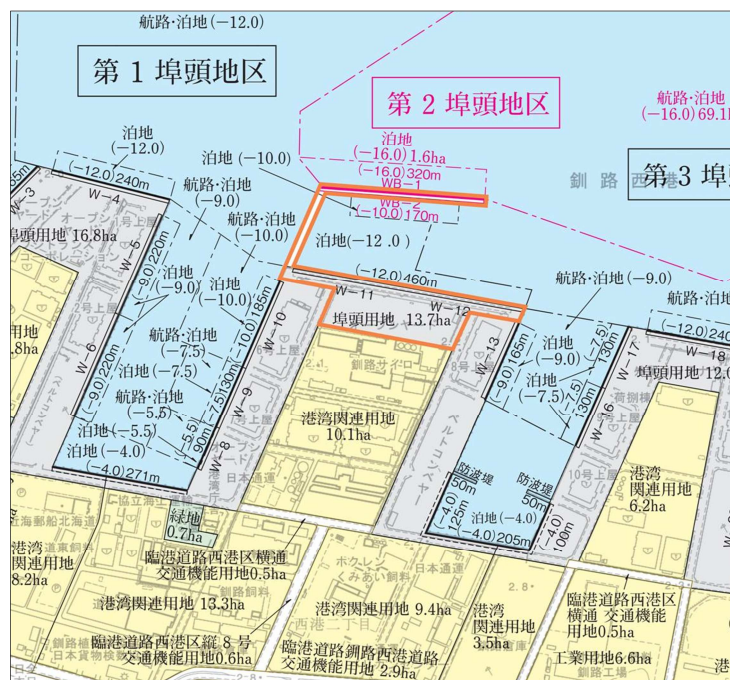


図-2 効率的な運営を特に促進する区域（臨海部産業エリア：橙色で囲まれた区域）

## 2-5. 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進に係る取組方針

### (1) 効果的な利用の推進に係る現状及び課題

釧路港へ輸入される穀物飼料（ばら積み貨物）は、主に北米からのルートを通り、現在公共（港湾管理者：釧路市）により管理・運営が行われている西港区第2埠頭地区にて荷役されており、全農系列（以下、系統）・商社系列（以下、商系）の企業連携による一体的な共同利用が実施されている。

穀物飼料の輸入において、釧路港は、世界最大の穀物生産基地である北米から日本で最も近い港であるが、岸壁水深等の不足により、パナマックス船が満載で入港することが出来ないため、減載での輸送または一旦国内他港を経由してから釧路港へ寄港するなど、非効率な輸送体系となっている。また、バース数が不足していることから、荷役機械の無い他の埠頭で在来荷役する場合もあり、非効率な荷役体制となること等が課題となっている。

### (2) 効果的な利用の推進に関する取組方針

安定的かつ安価な穀物の調達に向け、釧路港の特定貨物取扱埠頭を中核とした効果的な利用の推進に関し、以下の通り取り組む。

- ・岸壁（-14m）、航路・泊地（-14m）、泊地（-14m）の整備を推進する
- ・高能率な荷役機械等の整備を行うとともに、釧路西港開発埠頭（株）による効率的な埠頭運営を行う
- ・系統及び商系による一体的なターミナルの共同利用を継続し、効率的な利用を進める
- ・企業間の連携による海上運送の共同化に取り組み、釧路港を拠点とした効率的な海上輸送網を構築する
- ・釧路港ポートセミナー（主催：釧路市、釧路商工会議所等）等を活用し、船社、荷主等に向けて、釧路港の利用拡大に向けた情報提供等を行う
- ・岸壁（-16m）や、高能率な荷役機械等の整備に向け、計画内容の検討や関係者間の調整に取り組む

### (3) 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に関する実施体制

「釧路港特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会」において、特定貨物輸入拠点港湾の効率的な利用の推進を図るための計画の作成等に関し必要な協議を行う。

なお、同協議会は、特定港湾管理者である釧路市、本計画に定める事業を実施すると見込まれる特定埠頭運営者や港湾利用者等により組織する。

同協議会の構成員（表-3）は、計画に位置付けられた目標を共有し、関係者間の連携強化に取り組み、経済性を考慮しつつ、それぞれの立場で目標の実現に努める。

表-3 釧路港特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会の構成員等

会員	釧路市水産港湾空港部
	釧路西港開発埠頭（株）
	三ッ輪運輸（株）
	釧路サイロ（株）
	道東飼料（株）
	釧路飼料（株）
	全国酪農飼料（株） 釧路工場
	ホクレンくみあい飼料（株） 釧路西港工場
オブザーバー	国土交通省北海道開発局港湾空港部
	国土交通省北海道開発局釧路開発建設部

※) 平成28年11月15日 現在

### 3. 特定利用推進計画の目標

本計画の目標を表-4に示す。

表-4 釧路港特定利用推進計画の目標

目標年次	特定埠頭運営の開始から5年
連携対象港	苫小牧港（北海道）、仙台塩釜港石巻港区（宮城県） 八戸港（青森県）、新潟港（新潟県）
企業連携	系統、商系
対象船舶	パナマックス級
目標	大型船を活用した海上運送の共同化などにより、高能率な荷役機械により取扱われる穀物飼料について、釧路港での年間約130万t程度の取扱いと、トウモロコシ物流コストの約1割 <sup>※)</sup> の削減及び連携対象港との2港寄り、3港寄りを通じた大幅な海上輸送コストの削減を目指す。

※) 一定の条件下による釧路市の試算であり、市況等により変動する場合がある



4. 特定利用推進計画の目標を達成するために行う特定貨物取扱埠頭の機能の高度化を図る事業及びその実施主体に関する事項

4-1. 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業について

(1) 施設整備等

港湾法第50条の6第2項第3号に基づく特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において整備又は利活用する施設は表-5のとおり。(各施設の位置は図-3参照)

なお、表-5にある9及び10の施設は、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第35項に基づく固定資産税等の課税標準の特例及び、港湾法第50条の8に基づく港湾区域内の工事等の許可等の要件を満たす施設である。

表-5 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において整備又は利活用する施設

No.	施設名	整備主体	数量	規模	整備年度	備考
1	岸壁 (WB-1)	国	1 バース	水深 (-14m) 延長 300m	H26~H29 (予定)	港湾計画 水深 (-16m) 延長 320m
2	岸壁 (W-11・12)	国	2 バース	水深 (-12m) 延長 480m	S54~S57	
3	航路・泊地 (-14m)	国	24.3ha	水深 (-14m)	H26~H29 (予定)	港湾計画 水深 (-16m)
4	泊地 (-14m)	国	1.6ha	水深 (-14m)	H27	港湾計画 水深 (-16m)
5	埠頭用地	国・釧路市	1 式	3.3ha	S54~S57	
6	荷役機械	釧路市	1 基	400t/h	S56~H4	現釧路市所有 2 基の内、釧路西港開発埠頭株へ 1 基譲渡、1 基撤去の予定
7	荷役機械	民間	1 基	400t/h	H26	釧路西港開発埠頭株への売却を予定
8	搬送機械	釧路市	1 式	400t/h	S56~H4	釧路西港開発埠頭株への譲渡を予定
9	荷役機械	釧路西港 開発埠頭 株式会社	1 基	800t/h	H28~H30 (予定)	将来計画 荷役機械 1 基及び
10	搬送機械	株式会社	1 式	800t/h	〃	搬送機械 1 式の増強
11	搬送機械	民間	1 式	400t/h	S58~H4	
12	保管施設	民間	1 式	27 万 t	S53~H28	

注) 岸壁、航路・泊地等の整備水深は、平成26年度に「釧路港 国際物流ターミナル整備事業」が新規事業採択された際のもの

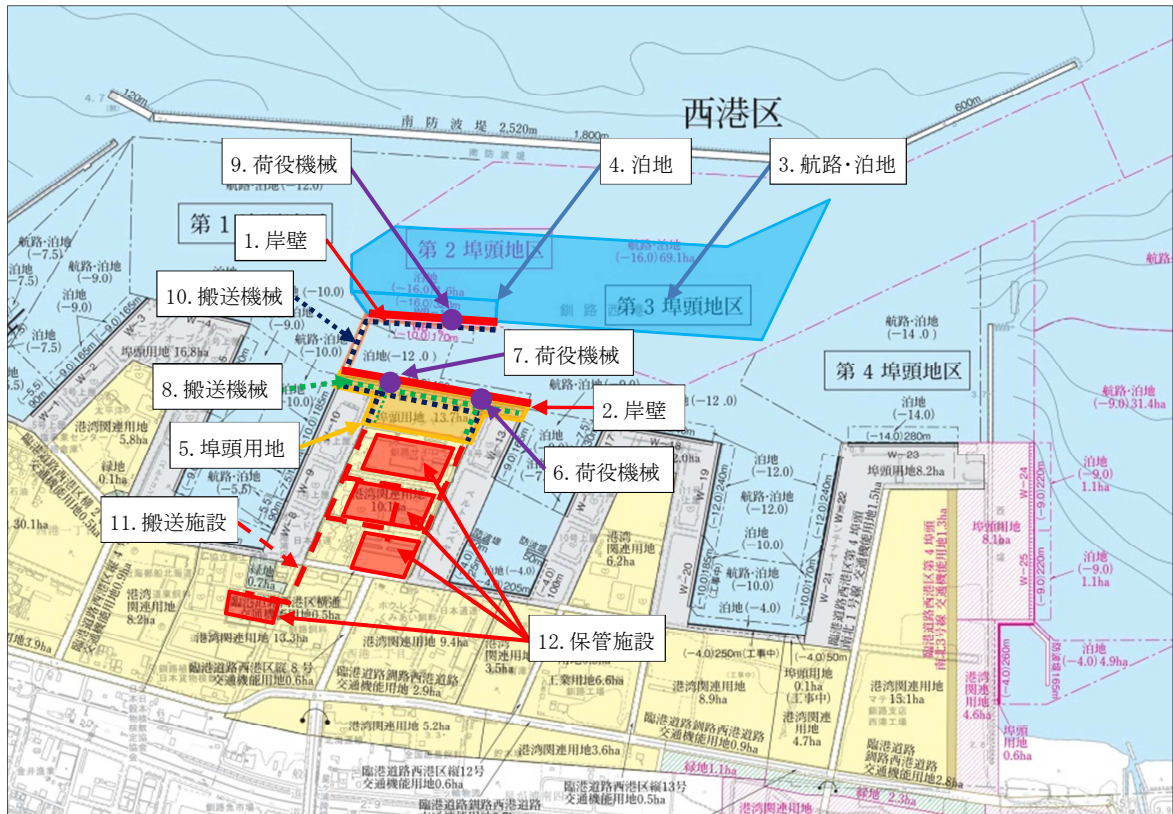


図-3 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において整備又は利活用する施設

また、「釧路港 国際バルク戦略港湾の選定に向けた計画書 (H23.1)」及び港湾計画においては、岸壁 (-14m) や航路・泊地 (-14m) 等の下物施設を増深し、-16m化するとともに、荷役機械等の上物施設についても計画している。これらの施設整備については、穀物飼料の需要の変化や背後企業の動向、船舶の更なる大型化、国際バルク戦略港湾施策の進捗、国の支援制度の拡充などを総合的に勘案し、関係者間で協議の上、実施を検討する。

荷役機械等の整備の際には、民間の保管施設 (穀物飼料サイロ) へ搬送するための民間のベルトコンベアや保管施設の能力不足が発生することが想定されることから、需要に応じた民間のベルトコンベアや保管施設の能力向上について検討し、必要に応じて整備を図っていく。

## (2) 民間事業者による効率的な埠頭運営

港湾法第54条の3第7項に基づき、釧路西港開発埠頭（株）が、西港区第2埠頭地区の行政財産を港湾管理者より一体的に貸付を受け、これらの埠頭運営事業を行う。

表-6 釧路西港開発埠頭（株）が貸付けを受ける行政財産（予定）

No.	種類	数	規模	構造	用途	備考
1	係留施設	1	水深 (-14m) 延長 300m	栈橋式	岸壁	岸壁 (WB-1)
2	荷さばき施設	1	3.3ha	—	荷さばき地	埠頭用地

## (3) 海上運送の共同化

穀物輸送の連携対象港である、苫小牧港（北海道）、仙台塩釜港石巻港区（宮城県）、新潟港（新潟県）、八戸港（青森県）を中心とした輸送ネットワークと、系統及び商系との連携による海上輸送の共同化を図ることにより、釧路港を拠点とした効率的な輸送網の構築を目指す。

また、西港区第2埠頭地区背後企業の釧路サイロ及び三ッ輪運輸においては、今後も、ターミナルの共同利用及びターミナル利用の効率化に向けて、海上運送共同化の受け入れ体制の構築を目指す。

#### 4-2. 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施体制

特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施体制は次のとおり。

表-7 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施体制

項目	実施機関	時期（年度）
<b>(1) 施設整備等</b>		
・岸壁（-14m）	国	H26~H29（予定）
・航路・泊地（-14m）	国	H26~H29（予定）
・泊地（-14m）	国	H27
・荷役機械等	釧路西港開発埠頭（株）	H28~H30（予定）
<b>(2) 民間事業者による効率的な埠頭運営</b>		
・特定埠頭運営事業の開始	釧路西港開発埠頭（株）	H30（予定）
<b>(3) 海上運送の共同化に係る取組</b>		
・海上運送の共同化の促進	穀物飼料取扱利用者 （荷主、港運事業者、倉庫事業者）	H29.9月～
・特定利用推進計画の作成等	釧路港特定貨物輸入拠点港湾 利用推進協議会	H28.11月～

#### 4-3. 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の効果

これまで、岸壁水深等の不足により、パナマックス船が満載で入港することが出来ず、減載での輸送や他港を経由してから釧路港へ寄港するなど、非効率な輸送体系となっている。

第2埠頭地区における大水深岸壁や高性能な荷さばき施設等の整備後には、パナマックス船が満載で入港可能となることから、企業間連携及び港湾間連携による大型船を活用した穀物の海上運送の共同化により、穀物の海上輸送コスト削減が図られるとともに、穀物の安定的かつ安価な輸入が可能となる。

また、民間事業者によって埠頭が一体的に運営されることで、事務手続きの統一化・簡素化による船舶代理店の作業や、荷主の申請手続き等の負担軽減が図られるとともに、岸壁や荷役機械の日常点検や補修工事を一体的に行うことで、工事等の利用制限時の調整が円滑化し、効率的な施設利用が可能となり、加えて、荷役機械の補修工法に関する港湾管理者との協議も不要となることから、迅速な対応が可能となる。

## 5. 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する他港湾との連携に関する事項

他港湾との連携による大型船を活用した輸入ばら積み貨物（穀物飼料）の海上運送の共同化を促進させ、釧路港を拠点とした効率的な輸送網の構築に取り組む。

また、連携対象港のうち、苫小牧港、仙台塩釜港石巻港区については、港湾間連携により港湾管理者間で企業連携による効率的な輸送網の実現を促進させることで合意しており、苫小牧港については、既設岸壁を活用した釧路港からの本船の2港寄り及び3港寄り輸送が既に可能となっている。一方、仙台塩釜港石巻港区については、平成25年度に既設岸壁の増深（-11m化）等の整備を実施し、釧路港からの本船の2港寄り体制の構築に向けた取組を実施している。

そのほか、八戸港、新潟港についても、系統との連携による海上輸送の共同化を図ることにより、釧路港を拠点とした効率的な輸送網の構築を目指す。

## 6. その他、特定利用推進計画の実施に関し特定港湾管理者が必要と認める事項

上記の他、本計画の実施に関し必要な事項として、以下の通り取り組むこととする。

### ・特定利用推進計画の変更及び進捗状況の確認

今後、第2埠頭地区の供用や穀物需要、また海上輸送を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会等を活用し、関係者間で取組の進捗状況の確認を行うものとする。

### ・災害時の物流機能の確保に関する取り組み

釧路港では、地震・津波等による大規模な災害が発生した際、港湾機能の維持及び早期復旧を図ることを目的として、平成25年度に関係官庁及び関係団体を会員とする協議会を組織し、「釧路港港湾BCP」を策定した。

今後、釧路西港開発埠頭（株）による埠頭運営の開始を予定していることから、協議会の会員に同社を加え、第2埠頭の災害時の物流機能の確保に努める。